

田原市セントファール駐車場 指定管理者 募集要項

田原市セントファール駐車場の指定管理者を次のとおり募集します。

1 対象施設の概要

名 称	田原市セントファール駐車場
所在地	田原市田原町萱町 1 番地
概 要	施設内容：公共駐車場「整備台数 地上平面駐車場 4 9 台、地下駐車場 1 3 6 台（うち月極利用区画 9 1 台）」 敷地面積：7, 0 3 5 m ² 施設平面図：別添「資料 2」の通り

2 市としての考え方

施設の管理運営について、指定管理者制度を通じて、民間の活力を活用することにより最小の経費で最大の効果を挙げ、行政コストに対して効率的に市民サービスの向上を図るものです。

田原市セントファール駐車場は、中心市街地の活性化を図る拠点施設であることを踏まえ、指定管理者制度を活用することで、利用者がより安心安全に利用できる管理運営を行う。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 施設管理（定期点検保守業務、日常保安全管理、清掃業務）
- (2) 施設維持（補修、修理、消耗品補充等）
- (3) 月極利用の許可、許可の取消し、利用の制限又は停止
- (4) 上記許可にかかる利用料の収納
- (5) 駐車場への駐車拒否、駐車場利用の禁止又は制限
- (6) 放置車両等の排除
- (7) 市民が本施設を快適かつ安全に利用するために必要な上記以外の業務

4 管理に当たっての基準

- (1) 供用時間
午前 0 時から午後 1 2 時までとする。
- (2) 入出場取扱時間
午前 9 時から午後 1 2 時までとする。ただし、平面駐車場については、午前 0 時から午後 1 2 時までとする。
注) 必要があると認めるときは、供用時間及び入出場の取扱時間を変更することができる。
- (3) 関係法令等の遵守
田原市セントファール駐車場は、地方自治法第 2 4 4 条第 1 項に規定する公の施設として、地方自治法、田原市セントファール駐車場の設置及び管理に関する条例、田原市セントファール駐車場の管理運営に関する規則その他関係告示に基づき管理すること。
- (4) 利用料金について
ア 田原市セントファール駐車場における利用料は、地方自治法第 2 4 4 条の 2

第8項に定める利用料金として、指定管理者の収入とする。

イ 利用料金は、1区画につき月額5,240円（1年につき5,722,080円）以内とし、田原市セントファール駐車場の設置及び管理に関する条例第10条の規定に基づき指定管理者が田原市長の承認を得て定めるものとする。

ウ 利用料金は、駐車区画No.1～駐車区画No.91の月極利用者から徴収する。

5 リスク分担

別紙リスク分担表のとおり

6 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

7 上限提案金額

5年間 70,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

8 田原市が支払う経費の概要

毎年度、予算の範囲内において協定で定めることとする。

9 経費の支払方法

指定管理者は、田原市に対して毎年度、6月、9月、12月、3月の末日から10日以内に当該指定管理料の請求を行い、田原市は請求書受理後30日以内に支払うものとする。

10 物品の帰属

指定管理料により購入した物品については、市に帰属する。

11 応募資格

（1）団体であること（法人格の有無は、問わない。）。

（2）指定期間中、田原市セントファール駐車場の管理を円滑かつ安定して実施できる能力を有すること。

（3）団体又は団体の代表者が次の事項に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、田原市において一般競争入札等の参加を制限されている者

イ 応募書類の提出時まで国税、都道府県税及び市町村税を完納していない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者その他反社会的行為を行う者

エ 田原市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けている者

12 募集期間

令和8年10月1日（木）から令和8年11月2日（月）まで（必着）

13 応募書類（1部）

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (4) 役員名簿
- (5) 指定管理者指定申請書等を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに過去3年分の事業年度の決算書及び事業報告書
- (6) 田原市セントファール駐車場の管理に関する事業計画書（様式第2号）
- (7) 田原市セントファール駐車場の管理に関する収支予算書（様式第3号）
- (8) 納税を証する書類

14 選定基準

- (1) 駐車場の平等利用が確保されるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 管理を安定して行う物的、人的能力を有していること。

15 質疑

募集に関する質問を次のとおり受け付けるものとする。

- (1) 受付方法
質疑書（任意様式）に質問内容を記入のうえ提出すること。
- (2) 受付期間
令和8年10月1日（木）から令和8年10月15日（木）まで
- (3) 回答方法
質疑書提出から5日以内に回答する。回答結果は窓口、ホームページにて公開する。

16 候補者選定結果

令和9年1月15日（金）までに文書により通知する。

※令和9年3月議会の議決により正式に指定管理者を決定します。

17 その他

- (1) 応募の撤回及び応募後における応募書類の修正はできない。
- (2) 必要に応じヒアリングを行うことがある。この場合は、あらかじめ連絡する。
- (3) 応募書類及び選定結果については、公表する場合がある。
- (4) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担となる。

18 参考資料

《資料1》：田原市セントファール駐車場管理運営業務仕様書

《資料2》：施設図面

《資料3》：田原市セントファール駐車場の設置及び管理に関する条例

《資料4》：田原市セントファール駐車場の管理運営に関する規則（指定管理者指定申請書）

《資料5》：基本協定書（案）

《資料6》：年度協定書（案）

《資料7》：過去3か年における指定管理料、利用料、光熱水費、修繕費等の状況

19 応募書類の提出先（問合せ先）

田原市役所 商工観光部 商工課（担当 沓拔）

住所 田原市田原町南番場30番地1

電話 0531-27-7331（直通）

※ 直接ご提出いただくほか郵送による方法でも差支えありません。

郵送の場合は、原則として「配達記録郵便」とし、令和8年11月2日（月）必着とする。